

### 1 はじめに

本校の部活動では、生徒の心身を鍛え、社会性を養うなどの教育的意義の高い活動を展開することを目指しています。文部科学省が定める学習指導要領にも、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるように留意することが明記されております。そのような中、顧問の教員には勤務時間外での活動となることが多く、教員の多忙化の一因となっている現状があります。よって、より一層適切に部活動が実施できるよう以下の事項を定めます。

#### (1) 部活動の意義と目的

部活動は、学校教育の一環として、共通のスポーツ等に興味・関心をもつ生徒同士がその技量等高め合う過程で、次のような資質・能力の育成を図ることを目指しています。

- 個性の伸長
- 自主的・自発的な態度の育成
- 責任感や連帯感の涵養
- 好ましい人間関係の形成
- 健康や体力の保持増進
- スポーツや文化及び科学等における生涯学習の基礎の育成

#### (2) 望ましい部活動の在り方

顧問教員の指導の下で、自治的な活動として展開されるものであり、次の点に配慮する必要があります。また、部活動検討委員会を設置して活動方針等を明確にして、計画的に学校全体で取り組みます。

- 生徒の能力・適性や発達段階を踏まえた活動であること
- 互いに協力し合って友情を深める等、望ましい集団活動を助長するものであること
- 家庭とも連携しながら勝利や成績のみを主目的とする活動にならないようにするとともに、生徒及び顧問の教員等の過度の負担にならないようにすること
- 原則として学校の施設・設備を使用して行うが、社会教育施設等を使用する場合、各種団体等との連携の工夫に配慮すること
- 別に定められる文部科学省、スポーツ庁、群馬県教育委員会、桐生市教育委員会のガイドライン、指針、方針に沿った活動を行うこと
- 月ごと管理職とともに作成した練習計画を保護者に提示し、管理職に実績報告書を提出することで、適正な部活動の実施をはかること

### 2 本年度の部活動

#### (1) 本年度設置する部活動

部活動名	
①野球 男女	⑧剣道 男女
②ソフトボール女	⑨陸上 男女
③バスケット 男女	⑩器械体操 女
④バレーボール女	⑪水泳 男女
⑤ソフトテニス 男女	⑫柔道 男女
⑥サッカー	⑬吹奏楽 男女
⑦卓球 男女	⑭美術 男女

#### (2) 部活動の決まり

- ① 充実した学校生活にするために、自分が希望する部活動に所属する。
- ② 慕われる先輩、信頼される後輩として厳しい中にも明るく仲の良い部活動にする。
- ③ 3年間、ねばり強く取り組み、迷ったときは先生や先輩に遠慮なく相談する。
- ④ 自主的に練習を始め、終了後は速やかに下校する。
- ⑤ 下校時刻を厳守する。
- ⑥ 部長は、顧問の先生と連絡を密に取り、目標を持って計画的な活動ができるようにする。また、一部の者の部活動にならないようにする。
- ⑦ 登校する服装や靴等については、部活で使用する物でよい。
- ⑧ 対外試合等はフェアプレイの精神で取り組む。新里中の生徒としての自覚を持って行動する。
- ⑨ 土日・長期休業日に限り普段自転車通学許可されていない生徒も自転車通学を許可する。ただし、自転車通学者の決まりに従う。
- ⑩ 活動中の服装はユニフォーム、体育着、部活で揃えたものとする。平日の活動終了後は着替えて下校する。

(3) 部活動の練習時間等について

平日： 3時55分準備開始  
3時45分準備開始

※7月、12月、3月は朝学習を休止することで

- ① 通常の日々の練習時間は右の下校時刻に合わせて各部の練習時間を設定し、下校時刻に完全下校できるようにする。(下校時刻15分前に日直が放送を入れる。)(安全に下校できるよう顧問の責任で下校させる。)
  - ② 休日に練習を行う場合は、午前または午後のいずれかに設定し、練習時間は3時間程度とする。
  - ③ 土・日曜どちらか1日を休みとする。やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を設定する。
  - ④ 休日や休業日、祝日、朝練習を行う場合は顧問の指導の下練習を実施する。(顧問なしで部活動を行わない)
  - ⑤ 月曜日はノー部活動デーとする。但し、全国、関東、県大会、市総体やコンクールの1ヶ月前は、会議等がない場合は行ってもよい。
  - ⑥ 平日顧問が部活動に出られない場合は、メニューを部長に渡し、安全に行うようにする。また、近くの部活動顧問に声をかけ、連携して見てもらうようにする。
  - ⑦ 長期休業中の活動については、土・日曜を休みとする。また、連続して休める日も設定する。大会参加等で、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を設定する。(学校閉庁日は原則として活動は行わない。)
  - ⑧ 朝練を行う場合は、7:40~8:10とし、8:15には後かたづけを済ませて教室に向かう。朝練習に参加する生徒は保護者が「朝練参加願い」を提出する。(7:30前に登校しない。)(月曜日及び代替休養日は朝練もなし)(放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則行わない)
  - ⑨ 中間テスト前の部活動休止は3日間、期末テスト前は4日間とする。
- (4) 部活動の休部、廃部、発足について ・別紙に定める

月	下校時刻
4	6 : 2 0
5	
6	
7	6 : 1 0
8	5 : 5 0
9	
10	
11	5 : 2 0
12	5 : 1 0
1	5 : 2 0
2	
3	5 : 4 0

### 3 部活動への入部・退部

(1) 入部

担任から入部届用紙を受け取り、必要な手順を経て部活動顧問に提出する。

(2) 退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届用紙を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、それぞれに押印してもらい、退部届を顧問に提出する。

### 4 参加する大会等の精選

(中学校・高等学校) 体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

### 5 部活動運営

(1) (部活動指導員・) 外部指導者、外部コーチについて

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域代表者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会を活用する。委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。